

自転車も車です！安全・安心に利用しましょう！

●県内における自転車事故の状況

昨年の自転車事故の発生件数は335件（交通事故全体の約1割）となっており、年代別では高校生が最多で、次に高齢者が多く、死者は6人と前年比で4人も増加しました。また、自転車事故における死因は**頭部の負傷**が約7割を占め、うち9割はヘルメットを着用していませんでした。

●ご存じですか？ 自転車条例

県では、一昨年（2021年）の12月、自転車事故のない社会の実現に向けて「**山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例**」を制定しました。この条例では**自転車保険への加入を義務**、**ヘルメットの着用は努力義務**としていますが、実際の保険加入率は**45.6%**※と半数にも達しておらず、ヘルメット着用率も小・中学生以外は非常に低い値となっています。

※令和2年度県政アンケート

ヘルメットの着用率	
小・中学生	51.8%
高校生	2.2%
大学生	1.5%
高齢者	3.8%
その他、成人	9.7%

そこで、自転車に乗る県民の皆さんにお願いします

～ご家庭でも話し合ってみてください～

①自転車保険には必ず加入を！

自転車事故でも、高額な損害賠償事例が全国的に多く発生しています。もしもの時には、自転車保険に入っていないと解決できない実態があります。

事例 自転車に乗った小学生が歩行者に衝突！
歩行者は意識が戻らず、母親に**9,521万円**もの損害賠償命令

保険に加入しておけば…

交通ルールを守って自転車に乗っていても、事故を起こす可能性は誰にでもあります。万が一の事故に備え、**自転車保険**には必ず加入しましょう。

Q どんな保険に加入すればいいの？

○自転車保険という名称でなくても自転車事故に対応している保険もあります。

例)自動車保険、火災保険、傷害保険、共済の**特約(賠償責任補償特約など)**

○学校や会社の団体保険、自転車向けプラン、TSマーク付帯保険、コンビニやクレジットカードの保険等

○保険によっては、契約者本人だけでなく、家族も補償される場合があります。契約内容をよくご確認ください。

○まずは、**チェックシート(QRコード)**で保険加入状況のご確認を！



◎保険には有効期限があります、**更新も忘れずに！**

②自転車に乗る時はヘルメットを！

○ヘルメットを着用することで事故時の死亡・重傷率が**1/6に減少！**

○大切な命(頭部)を守るには**ヘルメット**が最も有効です！

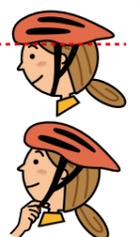
○最近のヘルメットはとても軽く、おしゃれなデザインのものも様々あります。



軽量型(なんと300g!) 帽子に見えるタイプも

ヘルメットの正しいかぶり方

- ①頭の大きさに合ったヘルメットを選ぶ
- ②頭全体を保護するため、先端が眉毛のあたりにくるように水平にかぶる
- ③あご紐は、指が1～2本入る程度に調整してしっかり締める



○事故の約3割は自宅から500m以内で発生しています。近所でも油断は禁物です。

○自分に合った、お気に入りのヘルメットを選んで、**大人も子どももみんなでかぶりましょう！**

○未成年のお子さんには**保護者**がかぶらせるようにお願いします。



▶問い合わせ ◎ 消費生活・地域安全課 ☎023-630-2460

山形県 自転車条例



誰もが働きやすい山形県の実現に向けて

今こそ、働き方改革を！

仕事と生活の調和、すなわち「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて、育児や介護などの労働者の実情に応じた柔軟な働き方が求められています。労働者の仕事と生活の調和の実現に向けた、長時間労働の是正や多様な正社員制度の導入、同一労働同一賃金への対応など、就業環境の改善、また、女性の賃金向上と若年女性の県内定着促進のために、労働者が働きやすい職場環境を整える必要があります。

県の取組み

職場環境の改善には、事業者の理解と取組みが不可欠です。県ではアドバイザーの派遣、事業者の取組みを促す各種助成金、PRチラシやホームページ「WEB労働やまがた」等での広報など、働きやすい職場環境づくりを進めています。

職場のお悩みを解決！

職場環境改善アドバイザーを派遣します！

「働き方改革が必要なのはわかるけど、何から始めたらいいの？」とお悩みの経営者の皆さん！多様で柔軟な働き方の導入や育児・介護休暇の充実など女性労働者が働きやすい職場環境づくり等について、**無料**で専門家のアドバイスが受けられます。お気軽にご相談ください。

企業の取組みを応援！

ご利用ください！～県の労働関係助成制度～

●山形県賃金向上推進事業支援金

県内在住の40歳未満の女性非正規雇用労働者の待遇改善に取り組む中小企業等に対して支援金を支給します。

取組み内容	支援金額
賃金アップ	3万円/人
正社員化	10万円/人

●山形県正社員雇用促進奨励金

- ①新型コロナの影響で県内に移住した方を正社員として雇用した場合、事業者には奨励金を、移住者には支援金を支給します。
- ②新型コロナの影響により離職を余儀なくされた県民を正社員として雇用した事業者には奨励金を支給します。

対象者		金額
事業者	中小企業等	30万円/人
	大企業	10万円/人
移住者	Uターン者	20万円
	Iターン者	30万円
②	中小企業等	30万円/人
	大企業	10万円/人



Q どんな働き方改革が行われているの？

有給休暇の取得促進	90
長時間労働の削減	73.1
労働時間の状況把握	56.8
子育て等と仕事の両立支援	36.5
同一労働同一賃金への対応	34.3
病気治療と仕事の両立支援	22.9
勤務間インターバルの導入	9.5
テレワークの推進	9.5
フレックス制度の推進	8.8

出典：令和2年 山形県労働条件等実態調査 0 50 100%

労働用語解説

- 勤務間インターバル**：勤務終了後、次の始業まで一定時間以上の「休息时间」を設けることで、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するもの
- テレワーク**：情報通信技術を使い時間や場所を有効に活用する柔軟な働き方
- フレックス制度**：労働者が始業・終業時刻、労働時間を自ら決める制度

今年4月から全ての企業に適用！ ポイント制！同一労働同一賃金

皆さんの会社では、正社員とパートなどの有期雇用者の中で、待遇に**違い**はありませんか？例えば、パートには通勤手当がない、賞与を一切払わない、慶弔休暇がない等々。賃金だけでなく福利厚生も含めて待遇に**違い**があれば、改善が必要かもしれません。

最近、**同一労働同一賃金**という言葉を目にしたことはありませんか？

今年4月から全ての企業に、正社員とパートタイマー・有期雇用労働者の働き方や役割に応じた均等(均衡)な待遇が求められています。待遇の**違い**の有無を確認し、その**違い**が働き方や役割に応じた差であれば○、そうでなければ×となり、改善が求められます。また、**違い**についての説明も義務化されました。事業者の皆さんも、働いている皆さんも、まずはご自分の職場の**ご確認**を！



山形県社会保険労務士会 会長 浦山 一豊さん

▶問い合わせ ◎ 雇用・コロナ失業対策課 ☎023-630-3245